

子ども医療費の給付について

【 出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのお子さんが対象 】

1 給付申請方法について

(1) 県内の医療機関を受診する場合

医療機関で「医療費受給者証」を提示することで、窓口での支払いが自己負担額のみ、または無償となります。

対 象	住民税 非課税世帯	住民税 課税世帯
乳幼児	無償	無償
乳幼児以外	無償	自己負担額あり (同じ医療機関ひと月につき、入院 2,500 円、 通院 750 円まで)

※ 乳幼児とは、小学校入学の年の 3 月 31 日まで

(2) 県外の医療機関を受診する場合または医療機関に「医療費受給者証」を提示せずに受診した場合

医療機関で医療費を支払った後、国保医療課（各総合支所市民サービス課）窓口で給付申請をすることで、支払った医療費全額または自己負担額を超えた分の医療費給付が受けられます。

※ 給付申請の際は、領収書（受診者氏名・保険診療点数・一部負担金額・診療年月・診療日数等）が分かるもの。レシート不可）、医療費受給者証をご持参ください。領収書は、受診された月ごとにまとめて給付申請してください。

※ 市に給付申請後、申請した月の翌月末（領収書の受診月から 2 か月後の月末）に、届出の口座へ医療費給付額が振り込まれます。

※ 保険適用外のもの（検診、診断書作成、入院時の差額ベッド・食事代等）は給付の対象外です。

※ 治療用装具（コルセットなど）を医師の指示により保険適用で購入した場合は、給付の対象になります。ただし、購入額のうち、療養費分（医療費の 7～8 割）を除いた額が給付の対象になります。

2 学校等（保育園、幼稚園を含む）でのけがや疾病について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合、学校等の管理下で発生したけがや疾病などの診療については、日本スポーツ振興センター法の給付制度が優先となりますので、まずは学校等に確認をしてください。

「災害共済給付制度」が対象となる場合、そのことを医療機関窓口伝え、「医療費受給者証」は使用せずに受診し、医療費をお支払いください。その後、学校等へ「災害共済給付制度」の申請手続きを行い、災害共済給付を受けてください。

「災害共済給付制度」の対象外となった医療費については、上記 1(2) のとおり、国保医療課（各総合支所市民サービス課）窓口で給付申請をすることができます。

3 資格の変更届について

★受給者証を使用するときは、有効期限が切れていないか確認しましょう！

次のときは、受給者証等をお持ちになって、国保医療課（各総合支所市民サービス課）に届出をしてください。

(1) 氏名、住所、加入の医療保険(※)、振込口座、監護者（世帯）等に変更があったとき。

※健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証のいずれかが必要です。

(2) 監護者の所得額や市県民税の課税の有無等について修正申告をしたとき。

(3) 転出するとき。

(4) 生活保護の被保護者になったとき。

【注意】届出をしないと、医療費給付の振込不能や返還金が発生する場合があります。

4 他の公費医療制度の利用について

小児慢性特定疾病医療、自立支援医療など、他の公費医療制度を利用する場合は、それらの制度が優先されます。他の公費医療制度を利用される際は、医療機関窓口での確認をお願いします。

5 限度額適用認定証（高額療養費）について

医療費が高額療養費に該当する場合でも、医療機関で「医療費受給者証」を提示することで、支払いは自己負担額のみ、または無償となります。ただし、限度額の適用がないと、後日、保険者（加入の医療保険）との医療費の調整のための手続きや医療費給付額の返還をお願いする場合があります。

入院や調剤等で高額な医療費が発生する見込みがある場合は、事前に保険者（加入の医療保険）から発行された「限度額適用認定証」、またはマイナ保険証を医療機関に提示していただくようお願いします。

6 受給者証の更新について

毎年8月1日に、監護者の前年所得を確認し、受給者証の更新を行います。

前年の所得が確認できない場合は、新しい受給者証が発行されませんので、住民税申告は忘れずに行ってください。新しい受給者証は郵送にて交付します。

7 お問い合わせ先

※ 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

花巻市	健康福祉部	国保医療課	公費医療係	電話 0198-41-3584
	大迫総合支所	市民サービス課	健康福祉係	電話 0198-41-3127
	石鳥谷総合支所	市民サービス課	健康福祉係	電話 0198-41-3447
	東和総合支所	市民サービス課	健康福祉係	電話 0198-41-6517